

I 男女共同参画センターの概要

1 名称、愛称、開設年月日及び所在地

(1) 名称 鳥取県男女共同参画センター

(2) 愛称 よりん^{さい}彩

「センターによりんさいな（ちょっと立ち寄りませんか）」という気持ちと、「老若男女が様々な^{いろどり}彩（個性）を寄せ合って男女共同参画社会づくりの輪が広がって行ってほしい」という期待が込められています。

(3) 開設年月日 平成13年4月1日

(4) 所在地

①鳥取県男女共同参画センター

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-1-5

倉吉パークスクエア内 鳥取県立倉吉未来中心1階

②鳥取県男女共同参画センター東部相談室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目2-7-1 鳥取県庁第二庁舎1階

(H14.10まで7階、H15.6まで4階)

③鳥取県男女共同参画センター西部相談室

〒683-0043 米子市末広町2-9-4 米子コンベンションセンター4階

(H19.11まで西部総合事務所1階)

2 基本方針及び主な業務

(1) 基本方針

女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざす拠点として、普及啓発事業、情報収集提供、相談、交流活動の場の提供などを行う。

(2) 主な業務

①男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供

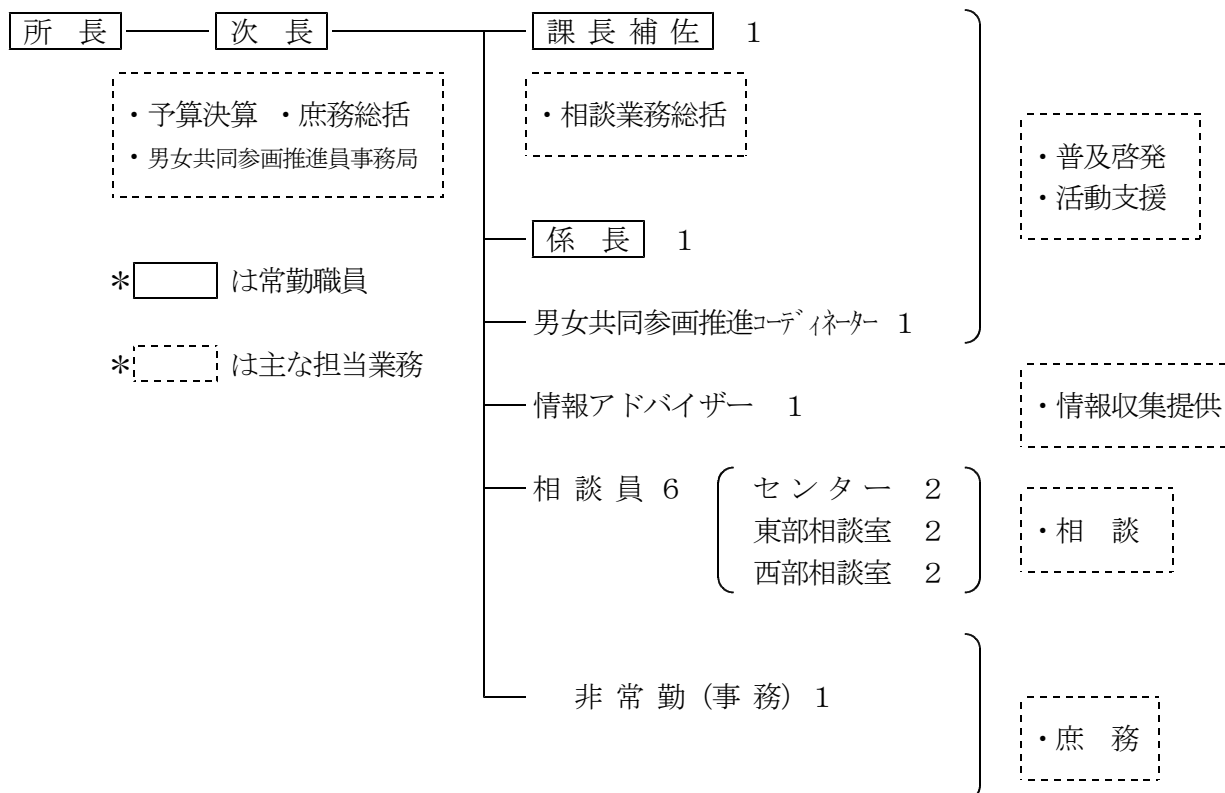
②男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成

③男女共同参画社会の実現に向けた活動の支援

④男女共同参画の形成を阻害する問題についての相談業務

3 管理・運営、職員数及び組織（平成28年度）

- (1) 管理・運営 鳥 取 県
- (2) 職 員 数 13名 （常勤職員4名、非常勤職員9名）
- (3) 配 置 状 況 センター9名、東部相談室2名、西部相談室2名



4 施設概要

(1) 主な施設（総床面積 692㎡ *東部相談室、西部相談室を除く）

情報資料室	145㎡	図書、ビデオの貸し出し等情報収集提供
交流サロン	169㎡	個人、団体の交流・談話スペース
印刷作業室	51㎡	プリンター、印刷機の無料使用など
ミーティング室	23㎡	10人程度の打ち合わせ
さんかくボックス	32㎡	各種セミナーの開催、パネル・作品展示
子ども室	41㎡	おもちゃ・絵本等の利用、授乳、おむつ交換、休憩
相談室1、2	30㎡	一般相談、心の相談、男性相談
事務室・応接室等	201㎡	

(2) 開館時間・休館日

①開館時間 午前9時～午後7時

②休館日 月曜日（祝日の場合は、その翌日）、年末年始（12/29～1/3）

* 東部相談室、西部相談室の開館時間

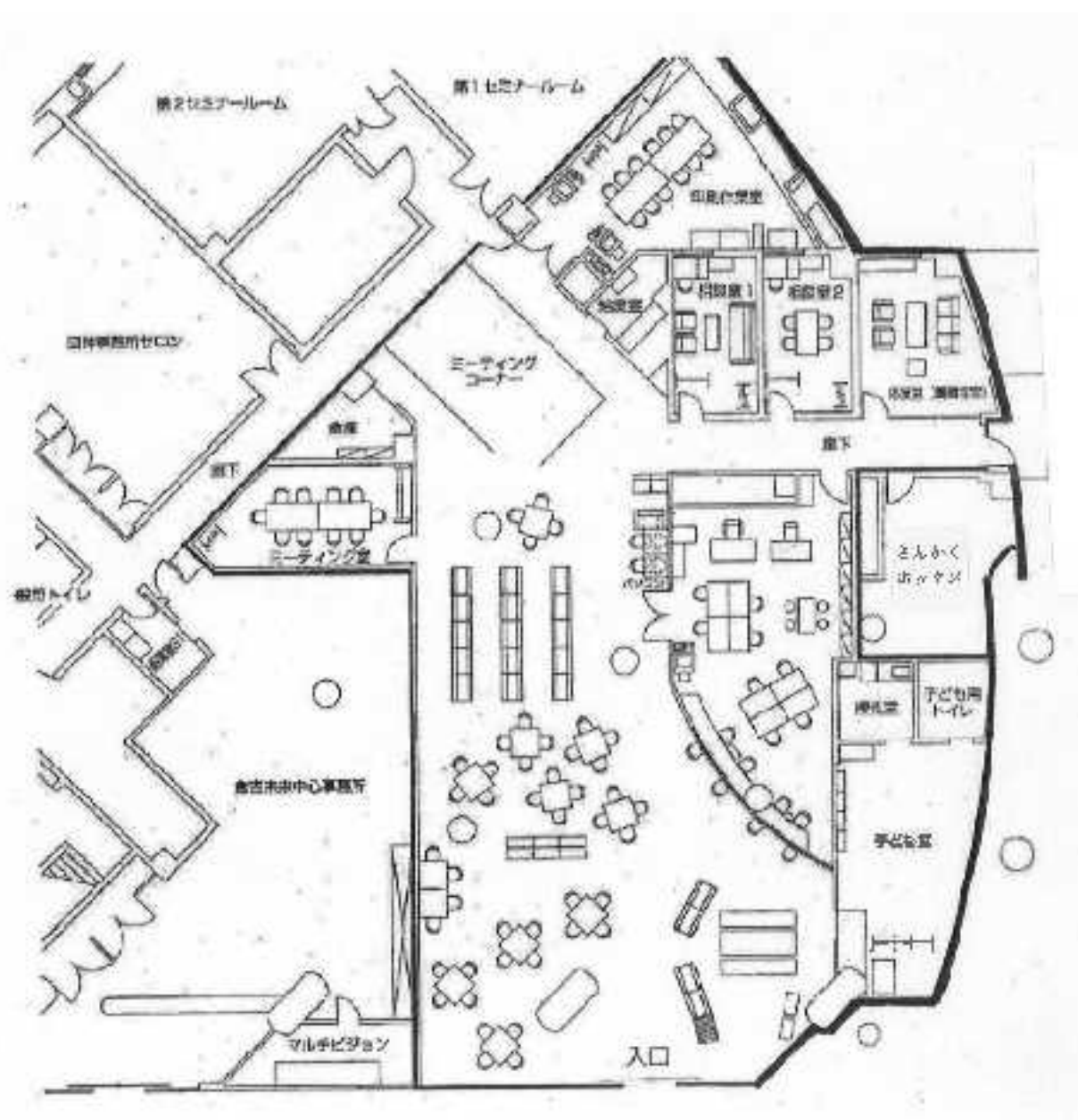
相談日：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
相談時間：午前9時～正午・午後1時～午後5時
* 但し、第3木曜日の相談時間は午前9時～11時30分

(3) 情報資料室貸出制度

区 分		貸出点数	期 間	郵送貸出期間
個 人	図書・雑誌	10冊	3週間	4週間
	ビデオ・DVD	2点	3週間	4週間
団 体	図書・雑誌	100冊	8週間	—
	ビデオ・DVD	4点	8週間	—

- ・ 出前貸出 …… 講演会や研修の開催時にテーマを厳選した図書を展示して貸出。
- ・ 相互貸借 …… 県内の公立図書館等でよりん彩資料の検索、貸出、返却が可能。
※ 平成20年10月から、鳥取県図書館相互貸借制度に参加
- ・ 団体貸出 …… 学校、団体等への一括長期（100冊、3ヶ月）の資料貸出し制度。
平成21年10月より開始。
- ・ セット貸出 …… 団体、グループの学習を支援するため、「男女共同参画の基本」
「イクメン」「DV防止」「ワーク・ライフ・バランス」「セクハラ・パワハラ防止」のテーマ毎に図書セットを組んで貸出。
平成23年5月より開始。
- ・ 館外返却 …… センター及び東部相談室、西部相談室で返却可能。

(4) 施設平面図



で囲まれた部分が男女共同参画センター「よりん彩」

5 沿 革

- 平成 8年3月 ○「第7次鳥取県総合計画」及び「第3次鳥取県女性基本計画（とっとり男女共同参画プラン）において「女性センター（仮称）の設置」が計画される。
- 「鳥取県女性センター（仮称）設置の基本方針」を策定し、中部定住文化センター（仮称）内に併設することを明記する。
- 平成 8年4月 ○「鳥取県女性センター（仮称）設置準備検討委員会」を設置。同委員会から同年9月「鳥取県女性センター（仮称）の具体的な機能に対する意見具申」を受ける。
- 平成 9年6月 ○「鳥取県女性センター（仮称）実施計画」を策定する。
- 平成11年6月 ○センターの運営について県民の意見を反映させるため「鳥取県女性センター（仮称）の利用を考える会」（以下「利用を考える会」という。）を設置する。
- 平成12年3月 ○平成12年2月議会において、センターの正式名称が「鳥取県男女共同参画センター」に決定される。
- 平成12年4月 ○センターの開設を準備するため県企画部男女共同参画推進課内にセンター担当3名を配置する。
- センターの正式名称決定に伴い、利用を考える会の名称を「鳥取県男女共同参画センターの利用を考える会」に変更する。
- 平成12年5月 ○センターの愛称を募集開始。利用を考える会において候補選考した結果、8月に愛称を「よりん彩」に決定する。
- 平成12年7月 ○センターの運営について審議するため「鳥取県男女共同参画センター運営協議会」を設置する。
- 平成13年4月 ○鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例が施行され、鳥取県男女共同参画センターを開設する。
- 鳥取県男女共同参画センター開設記念事業が開催される。（4月22日～30日）
- 平成17年11月 ○センター開設5周年事業として、よりん彩まつりを大ホールで開催。
- 平成18年4月 ○センターの職員体制を変更する。（所長を事務局長兼務とし、参与1名新設、主幹2名のうち1名を相談業務総括主幹とする。）
- 平成19年4月 ○センターの職員体制を変更する。（次長を新設、参与を廃止する。）
- 平成19年11月 ○西部相談室を移転する。（西部総合事務所から米子コンベンションセンターへ。19日業務開始。）
- 平成23年4月 ○よりん彩開設10周年を記念して、県民有志による実行委員会主催で「10周年記念よりん彩記念日フォーラム」を開催。
- 平成24年10月 ○元中部消費生活相談室跡に「さんかくボックス」を開設。
- 平成27年4月 ○センターの職員体制を変更する。（事務非常勤1名を廃止する。）